

安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 8 日

安芸高田市長 藤本 悦志

安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例(平成 16 年条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 条から第 5 条まで (略)	第 1 条から第 5 条まで (略)
(登録事項)	(登録事項)
第 6 条 市長は、印鑑登録原票を備え、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。	第 6 条 市長は、印鑑登録原票を備え、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。

(1)から(4)まで (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) 2 及び 3 (略) 第 7 条から第 10 条の 2 まで (略) (印鑑登録証明書) 第 11 条 印鑑登録証明書は、印鑑の登録を受けている者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置(これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。)により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。以下同じ。)について市長が証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載するものとする。 (1)及び(2) (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) 2 及び 3 (略) 第 12 条から第 17 条まで (略)	(1)から(4)まで (略) <u>(5)</u> <u>男女の別</u> <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) 2 及び 3 (略) 第 7 条から第 10 条の 2 まで (略) (印鑑登録証明書) 第 11 条 印鑑登録証明書は、印鑑の登録を受けている者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置(これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。)により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。以下同じ。)について市長が証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載するものとする。 (1)及び(2) (略) <u>(3)</u> <u>男女の別</u> <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) 2 及び 3 (略) 第 12 条から第 17 条まで (略)
--	--

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。